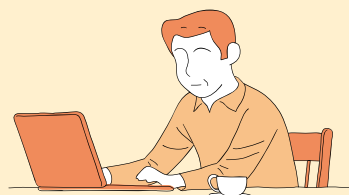


国などが行っている支援制度



地域型住宅グリーン化事業

国土交通省に採択されたグループに所属する中小住宅生産者が、グループ毎に定められた共通ルールに基づく木造住宅の建設及び住宅の省エネ改修を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内において補助



● 問い合わせ先 ●

地域型住宅グリーン化事業 評価事務局
TEL. 03-3560-2886

● ホームページ ●

<http://chiiki-grn.jp/>

すまい給付金

消費税率上げによる住宅取得者の負担を軽減するための制度



● 問い合わせ先 ●

すまい給付金事務局
TEL:0570-064-186
045-330-1904

● ホームページ ●

<http://sumai-kyufu.jp/>

住宅に係る減税制度

住宅取得のほか、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等の工事を行う際の所得税の控除や、固定資産税の減額など



住宅の取得に利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
- ・住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録免許税】
- ・不動産取得税に係る特例措置【不動産取得税】
- ・新築住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】
- ・認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、個人住民税】
- ・認定低炭素住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税】
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録免許税、不動産取得税】

住宅のリフォームに利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
 - ・耐震改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
 - ・省エネ改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
 - ・バリアフリー改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
 - ・長期優良住宅化リフォームに関する特例措置【所得税、固定資産税】
 - ・同居対応改修に関する特例措置【所得税】
- ※そのほか住宅の譲渡に利用可能な税制特例もあります

● 問い合わせ先 ●

【国税（所得税など）】お住まいを管轄する税務署
【道税（不動産取得税）】道税事務所
【市税（個人住民税、固定資産税）】お住まいを管轄する市税事務所

● ホームページ ●

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

その他の補助制度など

このほかにも、2020年度に国などで計画している事業があります。ホームページなどをご確認ください。

事業名	概要
長期優良住宅化リフォーム推進事業	性能向上のためのリフォーム及び適切なメンテナンスによる住宅ストックの長寿命化を図る優良な取り組みに対し、事業の実施に要する費用の一部を補助
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業	住宅をできる限り省エネルギーに努め、再生エネルギーにより年間のエネルギー消費量が概ねゼロの住宅（ZEH）を新築又はZEHへ改修する者に補助
燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金	燃料電池システムの設置を行う者に対して補助
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	高性能建材を用いた断熱改修の支援、また戸建住宅においてはこの断熱改修と同時に高性能な家庭用設備の導入・改修の支援
次世代省エネ建材支援事業	既存住宅の省エネルギー化を図るため、一定の省エネルギー性能を有する高性能建材や潜熱蓄熱建材、防災ガラス窓等を住みながら導入可能な事業を支援

2020年5月現在

※各制度にはさまざまな条件がありますので、詳しくは各担当部署へご確認ください。